主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人等の負担とする。

理 由

上告状並びに上告理由書記載の上告理由各第一点について、

記録によれば、被上告人(被控訴人)は、原審において適法な呼出を受けながら、原審の最初になすべき口頭弁論期日に出頭しなかつたため、原審裁判所は、民訴一三八条の規定により、不出頭の被上告人において、その提出にかかる答弁書記載の事項を陳述したものと看做し、出頭した上告人(控訴人)両名に弁論を命じたことが明らかである。従つて、原判決には、原審が被上告人の弁論なくして判決した違法があるとの論旨は、これを採用することはできない。

その余の論旨は「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」 (昭和二五年五月四日法律一三八号)一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法 にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない。

よつて民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとお り判決する。

最高裁判所第二小法廷

_	精	山	霜	裁判長裁判官
茂		山	栗	裁判官
重	勝	谷	小	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
— 郎	唯	村	谷	裁判官